

## 活動状況報告（11月）

学生留学コース 5期生 上野 瞭子

11月で、1学期の講義が終了しました。今月の報告では、講義の振り返りをします。

特に法律分野の講義では、基本的な法構造を理解するだけでなく、先月の弁護士との対談で学んだように、フランス語で学修した法制度を日本語でも説明できるように努めました。

Introduction au droit et institution: この講義は、フランス法の入門講義です。法律の歴史、問題、意味について基本的なことを学修します。日本法は、フランス法の影響を受けているため、基本的な考え方は変わりません。しかし、規範階層の1番上に存在する「憲法ブロック」の法制度は日本と異なります。フランスにおける規範階層とは、憲法ブロックを1番上に置き、次に国際条約、次に法、規則、そして最後に契約を置く階層を指します。そして、各法形式の間には上位・下位の関係があり、法形式を異にする法令相互の間でその内容に矛盾が生じた場合には上位の法令が下位の法令に優先して適用されます。日本法でも、この原理は存在し、最高法規（規範階層でいう最上位）は「憲法」のひとつしか存在しません。しかし、フランス法では、日本法の最高法規にあたるものが「憲法ブロック」であり、この「憲法ブロック」には、法がいくつか存在します。ある権利の絶対的な保護を検討する際に、まず「憲法ブロック」のうちのどの法を適用するかを考えるとこから始めることに慣れる必要がありました。

Droit privé: この講義は、フランスの私法のうち、「個人の権利」と「親族法」に焦点を当てて学修しました。「個人の権利」では、現在の主要な社会的議論（生命倫理、安楽死、胎児の地位、プライバシー保護の延長、人口の高齢化など）について学びました。これらの権利は、日本では憲法の側面から議論することが多かったため、私法に沿って考えることはとても新鮮でした。そして、「親族法」では、親と子の関係、具体的には、実親子関係や養子縁組、親権について学びました。

Droit des obligations: この講義では、フランスの契約法における総論的な部分について学修しました。基本的に日本法と制度は変わりなく、とても理解しやすかったです。もっとも、興味深かった制度として、フランス法には、日本法でいう「無効」と「取消し」の区別（この区別については、長くなってしまうため割愛させていただきます）がなく、「annuler（キャンセルする）」という言葉にまとめられるところでした。

Mondialisation et droits de l'Homme: この講義では、人権の国際化のプロセスについて学修します。具体的には、インターネット上における忘れられる権利、環境問題、プライバシー権、トランスヒューマニズム（生命を促進する原則と価値に基づき、科学技術により現在の人間の形態や限界を超越した知的生命への進化の継続と加速を追求する生命哲学）、気候変動に対する正しい行動、人権擁護のための市民社会による新しい革新的な影響など、国際的なレベルで触れました。したがって、福島原発や広島・長崎の原発にも触れ、海外ではこれらの問題をどのように見ているのかりアルな姿を知ることができました。

FLE: この講義は、留学生のためのフランス語の語学の講義です。自分の意見を積極的に発信する機会が多く、相手に理解してもらうために、わかりやすく説明する力や表現を身につけることができましたと思います。

Travail Collaboratif sur les transitions 1: この講義では、留学生だけが受講しており、社会における自己の役割を理解します。具体的には、SWOT分析を活用してチームを組み、脱出ゲームの作成を通して、自己分析をします。ここでのチームメイトとは、この講義だけでなく、一緒に、

他の講義を受けたり、食事をしたり、アイススケートを楽しんだり、とても仲良くなりました。

Histoire et civilisation française 1 : この講義は、留学生だけが受講する必修の講義です。具体的には、フランスにおける、アイデンティティの形成過程、革命、共和制、地方政治の形成過程、植民地、移民、世俗主義、福祉国家、言語について学修しました。

最初の報告書は、講義の内容を全て追うことは困難だったと報告しましたが、今では、専門用語が理解できないものの、教授のいうひとつひとつがクリアに聞き取れるようになりました。小さな成長を実感しています。

12月には期末試験があります。一生懸命に取り組んだことが試験の結果に反映されることを願っています。

